欧州における証券決済期間のT+2化

欧州は、株を含めた証券の決済期間T+2化を2014年10月に予定する。一時的なフェイル増加や米国 等と決済期間が異なることに伴う影響はあるが、今後のグローバルなT+2化検討の重要な先行事例 となろう。

株を含めた広範な証券のT+2化

欧州では株や債券、上場投信など広範な証券を対象 に決済期間のT+2(約定日の翌々日決済)化が2014 年10月6日約定分より予定されている。既に、ドイツ をはじめとする3カ国¹⁾が先行しているが、残りの英国²⁾ を含む27カ国が一斉に移行する3。

これまで、国債に限れば米国や英国は既にT+1(約 定日の翌日決済)であり、日本では現行のT+2からT+ 1化するためのグランドデザイン(暫定版)が日本証券 業協会・国債の決済期間の短縮化に関する検討WGより 14年7月17日に発表されている。しかし、投資家層の 裾野が広い株等の取引についてはこれまで、欧米日の先 進主要国市場でT+3が大勢を占めてきた。

今回、欧州が米国に先駆けてT+2化を具体化するの は、域内市場の各種制度を調和するという政策目標の一 つとして、インフラ改革と制度改正が進んだためである。

インフラ改革としては、欧州中央銀行(以下 「ECBI)がTARGET2 Securities (以下「T2SI)4) と呼ぶ新たな欧州共通の証券振替決済システム構想を 06年に提案。独伊仏西4カ国の中銀と共に開発し、15 年6月から17年2月にかけて24の証券集中保管機関 (以下、CSD) がシステム移行するまでに具体化した。

制度改正としては、EUが欧州共通のCSD規制案⁵⁾を策 定。2014年4月の欧州議会議決をふまえ、9月に公示、 10月に施行される。CSD規制では、証券決済リスク低減 方策の一つとしてT+2化を2015年1月までに実施する ことが明記された。従前は努力目標的な存在だった決済 期間の調和が、規制により強制されることとなった。

市場参加者への影響

T+2化すると、短期的には、コンファメーションや決 済指図の授受、照合などが間に合わないことなどにより フェイル⁶が増える可能性がある。CSD規制によるT+2 化の確定から移行期限まであまり時間がなかったため、 業務プロセスの詳細について市場参加者内部や取引関係 者との準備状況確認が十分に行えないことが考えられる からである。移行後に段階的に課題の洗い出しや対策が 進みフェイルの抑制が図られていくものと見られるが、 一時的な影響を意識しておいたほうが良さそうである。

また、一部の投資家と証券会社の欧州株受渡につい てはT+3決済が当面(年単位)続く可能性に留意した い。そもそも、CSD規制が求めるT+2化対象は、取引 所など「取引の場⁷⁾」で行われた取引における証券会社 と他の取引所参加者あるいは清算機関との決済(場決 済) である。従って、機関投資家の発注に伴う取引にお いて、証券会社と投資家の決済(顧客決済)をT+3の ままとしても法令違反とはならない⁸⁾。

投資家が引き続きT+3決済を求める理由として大き なものにグローバル運用の進展がある。主要市場の米 国では現在T+3決済であり、欧州でT+2に対応しよう とすると、例えば米国株を売却して欧州株を買い付け る際、投資家は1日分のずれを埋める資金調達などが必 要になる⁹。こうした手間とリスクを避けるため、最大 市場である米国のT+3に合わせることは珍しくない。 今でも、場決済でT+2を実現済みのドイツの証券につ いて顧客決済でT+3の扱いがある。欧州全域のT+2化 は、この扱いを大きく拡げる可能性がある。

NOTE

- 1) ブルガリア、ドイツ、スロベニア。
- 2) 英国では、国債については既にT+1が実現しているの で、国債のT+2化は対象外。
- 3) 決済期間の具体的なルールは証券取引所等が定める。
- 4) T2Sは欧州各国のCSDから証券振替決済機能のアウ トソースを受けて、中銀マネーを用いたより安全な証 券決済方式に統一し、併せて欧州クロスボーダー証券 決済コストを引き下げようとするもの。
- 5) CSD規制は、欧州各国間の制度の違いによる壁を下げ、 CSD間の競争を促進し、また、CSDをより頑健な存在 にするものとして策定、導入されることとなった。
- 6) 証券と資金の受渡が決済期限までに行われず、後日の 処理となること
- 証券取引所、MTF(多角的取引システム)、OTF(適格 取引システム)。
- 債券取引で主流の店頭取引もCSD規制の対象ではな 8) いが、ト場取引との決済期間のギャップによる市場参 加者の負担が懸念されるため、ICMA (国際資本市場 協会) は債券店頭取引(売買) にかかる標準的な決済期 間を2014年10月6日約定分よりT+2化する方針を 2014年5月に発表した(レポ取引は現在のT+2から T+1(こ短縮)。
- 9) バスケット運用では一層、市場による決済期間のずれ を避ける意向が働きやすい。
- 10) 欧州のT+2化に刺激され、米国のCSDであるDTCCは 決済期間短縮化の分析レポートを12年に発表。米国証 券業金融市場協会 (SIFMA) も短縮化を支持している。 もっとも、具体的な短縮化の移行時期はまだ明示され ておらず、欧州とは年単位でずれる可能性が高い。
- 11) T2Sの処理料金は夜間バッチ処理より2割高となる。

無論、証券会社が場決済をT+2、顧客決済をT+3で対 応するには、1日分の資金調達や証券調達が必要となる。 在庫を持つプリンシパル取引が多い債券取引はともかく、 注文を取引所に繋ぐエージェンシー取引の率が高い株式 では、社内のレンディング・デスクや決済委託先の銀行の 貸借サービス利用に追加的なコストやリスクが生じる。今 後、最終投資家を含めた負担の検討が求められよう。

クロスボーダー決済T+2化の 課題と対策

欧州のT+2化に刺激されて、米国は株等の決済期 間短縮化検討を再開¹⁰⁾、豪州はASX取引のT+2化を 2016年第1四半期に行うことの是非を市場関係者に問 いかけた。また、シンガポールはSGX取引のT+2化を 2016年迄に行う方針を打ち出した。日本でも株等のT +2化の検討機運が高まりつつある。これらが実現すれ ば顧客決済のT+2化が進むと思われるが、日本のよう な市場より東側に遠く離れた地域の機関投資家にとって は、時差による実務上の課題が残る。

例えば、日本の投資家が欧州市場に直接発注する場 合、VWAP(出来高加重平均)取引であれば約定価格の 確定は欧州時間のクローズとなる。日本は既に深夜であ

図表 日本からの欧州T+2化対応(イメージ)



(注1)波線矢印は内容に修正が必要な場合の処理手順イメージ。 (注2) 欧州側は証券会社、カストディ、CSDをまとめて表記した。 (出所)野村総合研究所

り、東京のバックオフィス部門や受託銀行、事務委託先 等がコンファメーションを確認できるのは通常、翌朝と なる(図表)。内容に齟齬がなければ特に問題にならない が、齟齬があれば現地の証券会社と連絡をとり修正、再 確認する必要が生じる。関係する当事者が少なければ短 い時間で対応できるが、投資家側、カストディ、証券会 社それぞれで複数の部署が関係するような場合は時間が かかる。時差の関係から日本と欧州の間で営業時間帯の 重なりが少ないため、連絡手段の電子化による効率化を 進めたとしても、決済日の前日(S-1)中に修正、再 確認作業が完了できない可能性がゼロとはいえない。

決済日の前日までに準備が整わない場合、CSDが従 来から主流である夜間バッチ処理を行っていると、止 むを得ずフェイルとなる可能性が高い。しかし欧州で T+2化を推進する大きな要素となったT2Sでは、夜間 バッチ処理に加えて、決済日(S日)のリアルタイム処 理を充実、S日の午後4時まで決済指図を受付可能とし た110。そのため、万が一、決済日前日までに修正、再確 認ができなくとも、決済日当日までにCSDに決済指図 を入れられるよう市場関係者の業務プロセスが対応でき れば、フェイルの抑制につながる。

クロスボーダー取引では制度変更にあたって時差等の 問題もあり様々な実務上の課題が生じうる。T+2化に おいても、上記のように課題の洗い出しと対策の検討を F 進めることで、円滑な移行の実現が期待される。

Writer's Profile



片山 謙 Ken Katayama 金融ITイノベーション研究部 上級研究員 専門は証券決済システム及び証券・資産運用の業務改革 focus@nri.co.jp